様式第３号（第３条関係）

行政文書部分開示決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

八頭町長

　　年　　月　　日付けで請求のありました行政文書の開示については、八頭町情報公開条例第７条第３項の規定により、次のとおり行政文書の部分開示をすることと決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 行政文書の名称 |  |
| 行政文書の開示の日時 | 年　　月　　日（　　）  午前・午後　　時　　分 |
| 行政文書の開示の場所 |  |
| 開示しない部分及び理由 |  |
| 開示することができるようになる期日 |  |
| 担当する課等 | 電話 |
| 備考 |  |

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

注１　指定された開示の日時が都合の悪い場合は、あらかじめ電話等で担当課まで連絡してください。

２　行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

３　「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。行政文書の開示を希望される場合は、その期日以後に改めて行政文書の開示を請求してください。